

通園のしおり

令和6年度版

学校法人亀之森住吉学園

幼保連携型認定こども園

てんじんこども園

1. 沿革

「てんじんこども園」は、池田市立天神保育所を引き継ぐ形で、平成13年4月より学校法人亀之森住吉学園が運営する認可保育所「天神保育園」としてスタートしました。そして令和4年4月より、幼保連携型認定こども園「てんじんこども園」に施設種別が変更となりました。学校法人亀之森住吉学園は、令和3年度で75周年を迎えた「亀之森幼稚園」（現在はこども園）の設置者でもあり、長きにわたり池田市の幼児教育に携わってきました。現在では、同じ池田市内に認可保育所「住吉保育園」と地域子育て支援拠点「てしまの森」も運営しています。

2. 教育・保育内容に関すること

乳児（0～2歳児）においては、乳児期の発達の順序性を重要視し、身体的・情緒的発達を丁寧に確認しながら、一人ひとりを大切にされた保育をしています。そのために、まずは特定の大人との信頼関係を築き、一人ひとりの個性や発達の段階を詳細に把握したうえで保育を進めていけるように、育児担当保育を取り入れています。

幼児（3～5歳児）においては、異年齢混合クラス（3クラス編成）で、年上の子どもへの憧れや模倣、年下の子どもへの思いやりなどを毎日の生活の中で自然に体験し、人と人とのつながりが強く広がっていく中で成長していきます。必要に応じて同学年での活動を取り入れ、さまざまな体験を通して、まずは感性豊かな個性を発揮できるようになり、かつ集団での生活や遊びを通して社会に適応し、コミュニケーション能力のある子どもに成長していけるように援助していきます。

教育・保育理念

義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が保障されるように適切な環境を整え、その発達を助長するとともに保護者に対する子育て支援を行う。

教育・保育方針

穏やかで家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもを大切に、子どもたちが自己を発揮し、自分をかけがえのない存在であると実感できるように保育内容を実践し、子どもたちの生活の場として環境を整え、自立して生きていくための基礎となる力を培う。

教育・保育目標

- ◇ 自分のことを好きでいる心、人のことを好きでいる心を育む
- ◇ 自分を表現し、相手を受け入れ、コミュニケーションを通じて社会性を育む
- ◇ 生活や遊びに主体的に取り組み、意欲をもって行動する
- ◇ 日常的に自然と関わり、五感を使って遊び、豊かな感性を育む
- ◇ 伝統的な食文化に触れ、食の楽しさ・大切さを実感し、健康な身体の基礎をつくる

3. 主な行事

行事は毎日の園生活の延長上にありますが、大事な節目でもあります。そして、日本の伝統的な行事にも親しむ機会となっています。その中には、保護者の方にも参加していただくものがありますが、お子さんの日頃の生活に接することで成長を確認し、保育を理解していただく機会として大切にしています。

※詳しくは別途配付の「年間行事予定」ならびに毎月の「園だより」をご覧ください。

4. 教育・保育時間について

- (1) 2号・3号の保育時間の基本は通勤時間+就労時間です。市役所に提出していただいている皆様の勤務証明を参考に職員の保育体制も組んでいますので、超過することのないようにご協力をお願いします。1号の教育標準時間は、3歳児・4歳児が9時から13時、5歳児は9時から15時までです。

なお、新しく入園されたお子さんは入園後すぐに全日保育をすることにより、心身ともに無理が生じる場合がありますので、保育時間の短縮にご協力いただくこともあります。

- (2) お子さんの生活リズムを整えるために、登降園の時間は守ってください。
- (3) 登園は9時15分までにお願いします。
- (4) お迎えの時間が予定よりも15分以上前後する時は、園までご連絡ください。
- (5) 求職中および産休・育休中の保育については、平日の月～金曜日の午前9時から午後5時までの間で相談のうえ、決めさせていただきます。
- (6) 2号・3号で仕事がお休みの日の保育について

保護者の方の就労や休暇の形態は様々ですが、土曜・日曜の週末2日制がとられているところや、土曜・日曜は仕事で平日がお休みのご家庭もあります。いずれにしても園では、両親どちらかの仕事がお休みのときはご家庭でゆっくり向かい合って過ごしていただくことも大切だと考えています。両親どちらかがお休みの日は、原則、家庭保育にご協力いただくようお願いいたします。ただし、勤務ではなくても都合により保育が必要である場合は事前にご相談いただき、平日の9時～17時の範囲内で必要最小限度の保育時間をお願いいたします。(その日の保育内容によっては、こちらから登園をお願いする場合があります)
特に土曜日の保育につきましては、市役所に提出している勤務先の仕事のための保育のみが対象です。

～ お迎え前に買い物ぐらいしても良いのでは？ (2号・3号) ～

もちろんお気持ちはわかるのですが、それを園として認めてしまうと、例えば多くの人の保育時間が少しずつ長くなった場合、本来仕事のためなどで保育を必要としている方の保育体制に支障が出てきます。色々と大変なことも多く、疲れている時もあるでしょうし、保護者の方をバックアップするという観点から見ると何とか対応できればという気持ちがないわけではありません。ただ、どこかで線を引かなければなりませんし、線を引く所としては妥当であると考えています。

5. 園の休日

日曜日、祝日、振替休日および年末年始（12月29日～1月3日）の期間は休園します。
（1号については土曜日も休園扱いとなります）

6. 服装・持ち物について

- (1) 汚れてもよいもの、着脱のしやすいものを着用するようにしてください。
- (2) 持ち物にはひとつずつにわかりやすく名前を記入してください。
（個人マーク指定の持ち物は、個人マークでお願いします）
- (3) 運動靴を着用してください。
- (4) 玩具やお菓子・お金など不要なものは、お子さんに持たせないようにしてください。
また、園に置いておく鞆の中に入れておくこともご遠慮ください。
- (5) 持ち物は、必要品一覧表を参考にしてください。
- (6) こどもの意識が入り込んでしまうようなキャラクターものは極力避けてください。
- (7) 鞆にはなるべくキーホルダーを付けないでください。（お守りは別）
（どうしても必要な場合は1つとし、音や光を出すものは避けてください）

～ 園でキャラクター付きの持ち物をお勧めしない理由 ～

園にいる間はテレビやビデオ等メディアに影響されない時間を過ごして欲しいと考えています。そして年齢や発達の状況に応じて、今の時期に必要な遊びというものを常に考え用意し、遊びを通じて心身の発達を助長することにより、集中力や持続力、ルールやコミュニケーションなど多くのことを身につけてほしいという願いを持っています。キャラクターに子どもたちの意識が行き過ぎると、他の活動に集中できなくなったり、落ち着きがなくなってしまうたりすることを心配しています。特にテレビアニメを通じてのキャラクターが子どもたちに与える影響力は強く、例えば誰かの持ち込んだキャラクターにみんなが夢中になり自分も手に入れたいと思う衝動にかられたり、ヒーローへの憧れの強さから架空の存在になりきってしまうなど、じっくり園での生活に集中できなくなることがあります。どこまでのキャラクターが良くて、どこからが良くないのか、判断に困られることもあると思いますが、園としてはシンプルで機能的なものをお勧めします。それは決して禁止できることではありませんが、

園としての願いであり、園からのお願いであります。

7. 夕方、お迎え後の園庭遊びについて

お迎えに来られてからの園庭遊びは、4月～9月は午後6時まで、10月～3月は午後5時までです。

ただし、お迎え後は必ず保護者の方の見守りの中で一緒に遊んでください。

使用したものの片づけも一緒をお願いします。

※なお、自家用車による送迎の方はお迎え後の園庭遊びはできません。

8. 家庭と園の連携について

- (1) 園からの連絡は、掲示板・印刷物または連絡帳でおこないます。
帰宅後は鞆の中の確認をお願いします。
- (2) 返事を要する連絡や提出物は、必ずその期日をお守りください。
- (3) 欠席の場合は、短期長期にかかわらず、連絡帳か電話で当日の午前9時までに必ず園までご連絡ください。
- (4) 登降園は保護者の方が責任をもっておこなってください。なお、毎日の送迎に保護者以外の方が来られる場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡がなく予定以外の方がお迎えに来られた場合は、保護者に確認が取れるまで引き渡しできませんのでご了承ください。
- (5) 登園前のお子さんの健康状態に注意していただき、変わったことがあれば連絡帳に記入し、必ず職員にも伝えてください。
- (6) より良い保育をしていくためには、常日頃の連携が大切です。時間がある時にお子さんの様子や保育に対するご意見など、ぜひお聞かせください。また、保護者も参加の行事はできるだけ参加していただき、子どもたちの成長を見てあげてください。

9. 暴風（台風など）・地震の緊急時対応について

— 暴風（台風など）時 —

当日の午前6時台現在、大阪府下に暴風警報が発令されている場合は自宅待機とし、その後の登園については園から連絡します。

なお、午前10時00分までに暴風警報が解除されない場合、その日の保育はありません。

（午前10時00分までに解除された場合でも、状況によっては食材や職員の確保が困難になるため、簡易の給食になる場合があります。ご了承ください。）

また、保育中に暴風警報が発令された場合は情報に注意し、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

— 地震（余震）発生時 —

- (1) 前日の午後7時以降、当日の午前7時以前に震度5以上の地震が発生した場合、安全確認（施設設備、近隣状況、職員確保、ライフラインの状況など）の必要性から、午前7時より概ね2時間30分程度自宅待機とし、その後保育開始か臨時休園かなどを判断のうえ、一斉メールで連絡します。（通信網が混乱あるいは遮断されている場合も十分考えられますので、保護者からも園への確認をお願いします。）同時に門前にも掲示して周知します。
- (2) 午前7時以降の早朝保育時間帯に震度5以上の地震が発生した場合、すでに登園しているお子さんについては、(3)の避難対応をとり、未登園のお子さんについては(1)の2時間程度の自宅待機とします。
- (3) 通常保育時間帯、延長保育時間帯に震度5以上の地震が発生した場合、施設内の安全箇所に避難し状況を確認します。お子さんの不安解消あるいは余震などの心配があるため、保護者もしくは緊急連絡先に可能な限り連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。引き渡しカードの登録に基づき、引き渡します。場合によっては避難場所を変えることもあります。

その場合は門前に掲示し、避難場所を周知します。(原則、第一避難所は豊島野公園です)

- (4) 大きな地震後、保育実施の判断をした場合に保育を希望される方は、その日の緊急連絡先を必ず伝えておいてください。また、できるだけ早めのお迎えをお願いします。
- (5) 緊急時対応の判断基準は、震度5以上の地震発生時とします。

－ その他 －

- (1) 大雨警報、洪水警報、その他警報が発令されている場合は保護者の自主判断にゆだねますが、状況によっては登園を見合わせていただく場合があります。
- (2) いずれの場合も、状況によっては職員確保が困難になりますので、保護者が在宅可能な時は、家庭保育のご協力をお願いします。

10. 給食について

- (1) 園では給食を実施しています。栄養・嗜好的にも偏りがなく、子どもたちが楽しく食事ができるように努めています。毎月、月末に翌月の献立表を配布します。なお、離乳食が終了した子どもは、月に1回程度お弁当日があり、保護者の方の手作り弁当を持ってきていただくことになっています。子どもたちが楽しみにしている日で、幼児クラスは園外保育などを計画していますので、ご協力をお願いします。(6～9月は食品衛生対策上、お弁当日はありません。)
- (2) 給食は、園で過ごす子どもにとって非常に重要です。栄養面でのバランスを考えながら、旬の食材や自然食品をふんだんに取り入れ、素材の味を活かす和食中心の献立を立てています。
- (3) 畑やプランターで野菜を育て、それをクッキング保育で調理したり、給食として味わったり、味噌作りやお米作りにチャレンジしたり、楽しみながら「食」に興味を持てるように工夫し、食育にも力を入れています。
- (4) 給食の具体的な内容は下記の通りです。
 - ① 0歳児～2歳児は、主食、副食、午後の間食。
0歳児～1歳児は、月齢や個人差に見合った離乳食も対応します。
 - ② 3歳児以上は、主食、副食、午後の間食。
(食材の費用は保護者負担です。)午後の間食も、月～土曜日まで原則手作りおやつで対応しています。
- (5) 食物アレルギーで食品制限のあるお子さんには、集団給食の中で可能な範囲での食品除去・代替をします。該当するお子さんは、医師の診断書または意見書が必要です。
(園指定の用紙があります。)

11. 健康について

(1) 健康管理について

お子さんの健康管理、病気予防、早期の発見のために次のことを実施しています。

- ① 内科健康診断 (プール前、秋)
- ② 歯科健康診断 (春、秋)
- ③ 尿検査 (3歳児以上 年1回)
- ④ 心臓検診 (4、5歳児 年1回)
- ⑤ 視力測定 (3歳児以上 年1回)
- ⑥ 身長体重計測 (毎月計測)

その他、園では年間保健計画にそって、健康増進に努めています。

～ 園で歯磨きをしていない理由 ～

昼食を食べ終わった子どもから順番に手洗い場へ行って歯を磨くという流れの中で、大人が歯磨きを常に見守ることは困難であり、園ではもともと歯磨きは虫歯予防が目的ではなく、食後の習慣づけとして続けてきました。

ただ習慣づけを目的にしているとはいえ、衛生面から考えてみると、集団生活の場で歯ブラシという口の中に入れるものを衛生的に使用し管理するのは、幼児期では大人の手助けなしには難しいと感じていました。

また歯磨きに関しては様々な考え方があり、細菌学的な意味での歯磨き(歯周ポケットを中心とした磨きかた＝プラークコントロール)は起きてすぐと寝る前が最も効率的と言われています。口腔内細菌が一日のうちで最も増えるからです。逆に食後の口の中の細菌レベルは、一日のうちでもっとも良好です。しかし、食べ残しがあると唾液によって分解され口腔内は酸性に傾くので、虫歯になりやすくなります。したがって、食後の歯磨きの主たる目的は、食べのこしを取ることであると言われています。

以上のようなことを総合的に勘案したうえで、園では食後にうがいだけをするようにしています。歯磨きについては、朝夕にご家庭で丁寧にしていただけたらと思います。保護者の方のひざに頭を乗せて仕上げ磨きをしてもらうのも、子どもたちにとっては幸せなひとときですよ。

(2) 病気について

- ① 慢性の病気などがある場合は、入園時に必ずお知らせください。
- ② 保育中に38.0℃以上の発熱がある場合や、38.0℃以下でも園でお迎えが必要と判断した場合は「緊急連絡先」に基づいて連絡いたします。緊急連絡先の変更や、その日の連絡先が変わる場合は、必ず事前にお知らせください。乳幼児は容態が急変する心配もありますので、お迎えの連絡が入りましたら、すぐお迎えに来ていただけるようお願いいたします。
(病児保育は実施していませんので、ご理解とご協力をお願いします。)

- ③ 家庭において発熱、嘔吐、下痢症状があるときの登園については、慎重に判断してください。上記の症状や、感染性疾患の可能性がある場合は、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。また早めに医療機関を受診してください。

(3) 薬について

原則として、園での与薬はしていません。必ず病院で園に通っていることを伝え、家庭のみの与薬で済むように相談をしてください。 医師の指示によりどうしても服用しなければならない場合に限り、看護師や保育教諭が与薬をしていますが、慎重に対応していくために、下記の事項について趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

- ① 1回分のみ対応しますので、園においてある「薬の依頼書」に記入していただき、薬と一緒に必ず職員に手渡ししてください。園への持参も1日1回分のみでお願いします。
- ② 薬を手渡しされずノートに挟まれていた場合は、安全を考慮して投薬する事はできません。
- ③ 「薬の依頼書」は毎日必要です。ただし、長期にわたり服用が必要なことが確実な薬については、その都度ご相談ください。
- ④ 薬にも名前を記入してください。
- ⑤ 気管支拡張剤を家で貼ってくる場合は、依頼書に記入して担任までお知らせください。
- ⑥ 医師の指示による薬のみお預かりしますので、保護者の判断のみで与薬されるものについては、園では取り扱うことができません。
 - ※ 外用薬、その他の薬については、その都度ご相談ください。
 - ※ 連絡帳にも、薬を持参されていることを記入しておいてください。
(自宅内で服している場合は記入してください。)
 - ※ **医師に相談の上、朝・夕・就寝前の与薬で問題ない場合はなるべくそのように対応願います。**

(4) 病気にかかったときの療養基準について

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう、下記の疾病及び感染性疾患にかかった時は、後述の表の登園の目安を参考に、かかりつけの**医師の診断に従い、全治届**の提出をお願いします。

- ※ **園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。**
- ※ 療養後、最初の登園時に全治届を職員に提出してください。

(5) 予防接種について

予防接種を受けられる場合は、可能な限り、お仕事がお休みの日もしくはお迎え後をお願いします。予防接種後に体調の変化が起きることもありますので、家でゆっくり過ごしていただきたいと考えています。ただし、午前中の予約しか取れず、かつ接種後の登園に対し医師による了解が得られる場合等は、その限りではありません。

【薬の依頼書：見本】

＜ 薬 の 依 頼 書 ＞					
氏名		クラス		依頼者	
服用日	月 日	体温	時 分	現在	℃
病名または症状を書いて下さい					
薬の種類に○をつけて下さい。尚、薬の数・時間も記入して下さい。					
内服薬	水薬 () 個 粉薬 () 袋 その他 ()				
	時間 … 昼食後 ・ おやつ後 ・ その他 ()				
	家庭での飲ませ方 …				
外用薬	目薬 塗り薬 気管支拡張剤 その他 ()				
	いつどのように ()				
薬をもらった病・医院名 / 受診日		病・医院名		受診日： 月 日	
特記事項					
園記入欄	受取者：		与薬者：		
※袋、または容器に名前を書いて下さい。					

【全治届：見本】

全 治 届

園長 殿

組 園児名

病 名

上記の病名で、 月 日から 月 日までの 日間、
療養中でした。医療機関 () から
主要症状が消退し、登園、また集団生活をして差し支えないと診断されましたので
お届けします。

年 月 日

保護者氏名

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前～耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがないと認められること。（5歳未満の子どもについて、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎		感染の恐れがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		感染の恐れがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・かいよう潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄するので注意）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

全治届の対象となる感染症及び登園のめやす

- ※ この表は厚生労働省作成「保育所における感染症対策ガイドライン」によるものです。
- ※ とびひ 医師の指示により、ぬり薬、内服薬などによる治療をしてください。ジクジクしているあいだは感染するおそれがありますので、ガーゼや包帯などで患部を覆ってください。なお、医師の指導により登園を見合わせていただくこともあります。
- ※ その他の感染性の疾患についても、医師の指示に従ってください。

12. (独)日本スポーツ振興センター災害共済

全員加入いたします。園におけるケガ等の費用で健康保険の自己負担分は災害共済で負担されます。ただし、健康保険適用外治療については保護者の負担となることもあります。(掛金の一部【200円】は保護者の方に負担していただいています。)

13. 保育料について

保育料は児童の年齢及び保護者の所得などにより額が異なります。階層区分を判定する税が所得税から市民税に変わりました(平成27年度より)。

基本的には、その児童の父母の市民税所得割額を合算して保育料の階層区分を決定します。

※市民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別控除額、寄付金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。また父母の収入や扶養の状況により、同居の祖父母等の市民税所得割額も合算して決定する場合があります。

※保育料についてのお問い合わせは、池田市子ども・健康部幼児保育課(072-754-6208)までお問い合わせください。

14. 保育料以外の経費について

別表参照

15. 自家用車による送迎について

原則、徒歩か自転車による登園、降園をお願いします。路上駐車は法律違反となりますし、園前の道路は車の通行量も多く、また交差点が近いいため、路上駐車があると事故や苦情などの原因になります。

自家用車での送迎になる場合は、園で駐車場を用意していますので、申請書を提出後、必ずそちらをご利用ください。その場合も譲り合い、また短時間で移動できるようにお願いします。なお、お迎え後の外遊びや絵本の貸し出し等もご遠慮ください。

16. その他

次の場合、入園承諾後、または入園中であっても退園していただく原因となりますのでご注意ください。

- ① 入園申込及び面接調査の際に、虚偽の申立てまたは記入がある場合。
- ② 保育に欠ける証明書の内容が架空、あるいは事実と違う場合。
- ③ 入園後、世帯状況や保育に欠ける理由などに変更があるにもかかわらず、届出をされていない場合。

～ 職員間の呼び方について ～

園の職員同士が「～先生」ではなく「～さん」と呼びあっているのを耳にすることがあるのではないのでしょうか？

これには理由があります。園は穏やかで家庭的な生活の場、そして園の大人はお父さん、お母さんに次いで身近な存在でありたいと思っています。もともと「先生」は何かを教えてくれる人に対する敬称ですが、私たちは教え教えられる関係ではなく、子どもたちの成長を見守り、支え、援助する人でありたいと思っています。その思いを常に忘れず、おごり高ぶることなく教育・保育をしていきたいと考えています。もしかしたら耳にすると違和感を持たれる方がいらっしゃるかもしれませんが、決して子どもたちや保護者の方に強制するものではなく、職員間の心がけのひとつとご理解いただければありがたいです。

～ テレビやビデオ（ゲームやスマホ動画等を含む）について ～

乳幼児のテレビ・ビデオの見過ぎが発達によくない影響を与えるという話をよく耳にしたり、そういう記事を目にしたり、ある程度認識をされていると思います。様々な文献もありますが、ここでは日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会が2004年に発表された提言を紹介します。

1歳6ヶ月健診対象児の調査を参考に、長時間視聴は意味のある言葉（有意語）の出現の遅れと関係があること、特に日常やテレビ視聴時に親子の会話が少ない家庭の長時間視聴児で有意語出現が遅れる率が高いこと、このようなテレビの影響にほとんどの親が気づいていないことが示され、下記の提言がなされました。

提言①2歳以下の子どもには、テレビ・ビデオを長時間見せないようにしましょう。

提言②テレビはつけっぱなしにせず、見たら消しましょう。

提言③乳幼児にテレビ・ビデオを1人で見せないようにしましょう。

提言④授乳中や食事中はテレビをつけないようにしましょう。

提言⑤乳幼児にもテレビの適切な使い方を身につけさせましょう。見終わったら消すこと。

ビデオを続けて反復視聴しないこと。

提言⑥子ども部屋にはテレビ・ビデオを置かないようにしましょう。

ただ、突然テレビやビデオから遠ざけることは難しい場合もあると思いますので、その場合は具体的に以下のようなことを注意されてはいかがでしょうか。

①テレビにカバーをかける、ビデオソフトは片付けておく

②消す時にコンセントから電源を切る

③タイマーの利用（時間を制限する）

④玩具や絵本などを出しておき、他のものに関心を向ける

⑤テレビのないところで遊ぶ時間を長くする

⑥子どもが部屋に入ってきた時にテレビがついていないようにする（起きた時、外出から戻った時など）

そして、何よりも子どもに語りかけ、子どもからの働きかけに応えることが大切です。

別表

1. 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教育保育環境充実費	最低基準を超えて、一人ひとりを大切にした教育保育環境を整備し、維持するための費用。	0～2歳児 3,000円 3～5歳児 4,000円
教材費・レンタルおもちゃ費	教育保育用品、おもちゃなど	実際に購入や利用した経費（実費）
1号認定子どもに係る給食費（主食費及び副食費）	食材費及び調理費用	月額 5,500円 うち主食費 1,000円 副食費 4,500円
2号認定子どもに係る給食費（主食費及び副食費）	食材費及び調理費用	月額 6,500円 うち主食費 1,000円 副食費 5,500円
その他特別な行事に係る費用	各種行事の実施に際し、発生する費用	実際に要した経費（実費）

※保育料が減免となる事象が発生した場合、副食費のみ5日間以上休んだ場合を対象に減免させていただきます。

※また、理由に関わらず、月の教育・保育日数の1/2以上休まれた場合は、副食費のみ減免させていただきます。

2. 時間外保育に係る利用者負担

	利用時間帯	利用料
教育標準時間 (通常期)	① 7:00～8:59	200円/30分
	② 13:01～17:00 (ただし5歳児は 15:01～17:00)	150円/1時間
	③ 17:01～19:00	200円/30分
教育標準時間 (長期休暇期)	上記①と③	200円/30分
	④ 9:00～17:00	150円/1時間
保育標準時間	18:01～19:00	200円/30分
保育短時間	① 7:00～8:59	200円/30分
	② 17:01～19:00	200円/30分

※月極め料金設定なし。兄弟姉妹減免なし。

※諸費用は原則、口座より引落しさせていただきます。

※当園の保育時間は最大19時までです。それまでに必ずお迎えをお願いします。

万が一19時を過ぎた場合は、下記の料金を頂戴します。

(ただし、公共交通機関の遅れによるもの場合は、遅延証明書をご提示いただければ、その分の時間に関しては換算いたしません)

19時01分～ ⇒ 200円/5分ごと